

設立 2009.12.22
改訂 2013.06.01
改訂 2019.06.15
改訂 2021.06.27

一般社団法人シニア社会学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人シニア社会学会(英文表記:Japan Association for Age-free Society 略称:JAAS)と称する。

(主たる事務等)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第3条 当法人は21世紀の超高齢時代に望ましい社会の枠組みをめざし、シニア世代が長年培ってきた経験・知識を活かして、主体的に活動・貢献し続け得る年齢によって差別されることのないシニア社会を構築するため、全ての世代にかかわる多領域からの英知を集めて、その実現を期することを目的とする。その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)シニア社会の諸課題に関する調査の実施と基礎的情報の集積
- (2)シニア社会の諸課題を対象とする各種の政策的研究会の設立と運営
- (3)学会内外の知見・情報が交流する場の積極的創出
- (4)今後のシニア社会に求められる政策の立案と提言
- (5)諸分野の会員の活動支援
- (6)研究成果の公開・発信活動
- (7)研究、調査及び事業の受託
- (8)国内外の他学会・団体との交流・連携
- (9)その他、前各号に附帯する又は関連する一切の事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人ならびに法人、又はその他の団体

設立 2009.12.22
改訂 2013.06.01
改訂 2019.06.15
改訂 2021.06.27

(2) 準会員 当法人の目的に賛同して入会した文部科学省認定の大学の学部又は大学院に在学する学生、あるいは監督省庁認可の学校法人に在学する学生。ただし、大学院博士課程修了後、研究職を目指しながら常勤職資格を得られていない会員については、会員の推薦または本人からの申請があり会長が認める場合は、準会員扱いとする。

(3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した法人又はその他の団体

(4) 協賛会員 当法人の事業を協賛するため入会した法人又はその他の団体

(入会)

第6条 正会員又は準会員、賛助会員、協賛会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書に記載の上、代表理事の承認を受けなければならぬ。代表理事は承認した者について理事会に報告しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第18条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(1)この定款その他の規則に違反したとき

(2)当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3)その他の除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の場合、理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)会費の納入が継続して2年以上されなかつたとき

(2)総正会員が同意したとき

(3)当該会員が死亡し、又は解散もしくは消滅したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

設立 2009.12.22
改訂 2013.06.01
改訂 2019.06.15
改訂 2021.06.27

第3章 社員総会

(種類)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

3 総会の議決権者は、総会開催年度の始まる日に正会員であったものとする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

(1)入会の基準

(2)会員の除名

(3)役員の選任及び解任

(4)役員の報酬及び賞与の額又はその規定

(5)各事業年度の予算・決算報告

(6)定款の変更

(7)長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(8)解散並びに残余資産の処分

(9)合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡

(10)理事会において社員総会に付議した事項

(11)前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より14日前までに各社員に対して発する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上で^{あって}、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1)会員の除名

設立 2009.12.22
改訂 2013.06.01
改訂 2019.06.15
改訂 2021.06.27

- (2)監事の解任
- (3)定款の変更
- (4)解散
- (5)公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6)その他法令で定めた事項

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。この場合、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議事録には、議長および議事録署名人1名以上が署名しなければならない。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 3名以上35名以内
- (2)監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、若干名を副会長、若干名を専務理事または常務理事とすることができる。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選出する。

(理事の職務権限)

第23条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。
- 3 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 4 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務

設立 2009.12.22
改訂 2013.06.01
改訂 2019.06.15
改訂 2021.06.27

及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 役員に欠員が生じたときは、必要に応じ理事会にて補選する。補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1)自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2)自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3)当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除等)

第27条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当法人は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その場合、法令の定める最低責任限度額を限度とする。

第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1)社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2)規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3)前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

設立 2009.12.22
改訂 2013.06.01
改訂 2019.06.15
改訂 2021.06.27

- (4)理事の職務執行の監督
 - (5)会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1)重要な財産の処分及び譲受け
 - (2)多額の借財
 - (3)重要な使用人の選任及び解任
 - (4)重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5)理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備及びその他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6)第27条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結(種類及び開催)
- 第30条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1)会長が必要と認めたとき
 - (2)会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
 - (3)前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき
 - (4)監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき
 - (5)前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき
- (招集)
- 第31条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従い副会長が理事会を招集する。
- (議長)
- 第32条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。
- (決議)
- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

設立 2009.12.22
改訂 2013.06.01
改訂 2019.06.15
改訂 2021.06.27

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基 金

(基金の拠出)

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を精算人において別に定めるものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の承認に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告(ただし第2号及び第5号の書類を除く。)しなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書(正味財産増減計算書)

(5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

設立 2009.12.22
改訂 2013.06.01
改訂 2019.06.15
改訂 2021.06.27

- 2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 解散及び清算

(解散)

第40条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、第18条2項により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 運営委員会

(運営委員会)

第42条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、運営委員会を設置することができる。

- 2 運営委員会の委員は、会員及び学職経験者のうちから理事会が選任し総会での承認を得るものとする。
- 3 運営委員会は、日常的な運営に関する事項及び理事会から諮問された事項について、審議することができる。
- 4 議決した事項は速やかに理事会に報告するものとする。
- 5 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第43条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

設立 2009.12.22
改訂 2013.06.01
改訂 2019.06.15
改訂 2021.06.27

第44条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第45条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附 則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

(最初の事業年度)

第47条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の設立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第48条 当法人の設立時役員は次のとおりである。

設立時理事 袖井 孝子
設立時理事 濱口 晴彦
設立時理事 都築 賢二
設立時代表理事 袖井 孝子
設立時監事 森 やす子

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第49条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

- 1 住所(個人情報のため公開せず)
氏名 袖井 孝子
- 2 住所(個人情報のため公開せず)
氏名 濱口 晴彦
- 3 住所(個人情報のため公開せず)
氏名 都築 賢二
- 4 住所(個人情報のため公開せず)
氏名 森 やす子

(法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

設立 2009.12.22
改訂 2013.06.01
改訂 2019.06.15
改訂 2021.06.27

上記は当社団の定款に相違ありません。

令和 年 月 日

一般社団法人シニア社会学会

代表理事 袖井 孝子